

監査委員公表第572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
大分県監査委員 柳 井 貞 美
大分県監査委員 吉 富 幸 吉
大分県監査委員 河 野 成 司

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成26年7月22日から平成27年1月26日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	9
警察本部	1
合計	26

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
由布高等学校	資金前渡による研修会参加費等の支払において、債権者への支払を行っていない職員を資金前渡職員に指定しているほか、前渡資金の精算年月日が債権者の領収日以前の日付となっている事例などが認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
東部振興局	平成26年9月24日
南部振興局	平成26年9月29日
別府県税事務所	平成26年11月17日
豊後大野県税事務所	平成26年10月20日
中津県税事務所	平成26年9月24日
国際政策課(パスポート室)	平成26年10月20日
東部保健所	平成27年1月13日
豊肥保健所	平成26年12月19日
東部保健所国東保健部	平成27年1月13日
中部保健所由布保健部	平成26年12月5日
こども・女性相談支援センター	平成26年12月15日
工科短期大専科	平成27年1月26日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	平成26年8月20日
農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ	平成27年1月26日
国東土木事務所	平成26年11月25日
日田土木事務所	平成26年9月16日
(教育庁及び教育機関)	
竹田教育事務所	平成26年12月15日
山香農業高等学校	平成26年7月22日
日出総合高等学校	平成26年7月25日

日出暘谷高等学校	平成26年7月25日
由布高等学校	平成26年7月25日
竹田高等学校	平成27年1月23日
玖珠農業高等学校	平成26年12月19日
安心院高等学校	平成27年1月16日
日出支援学校	平成26年8月20日
(警察本部)	
別府警察署	平成26年7月22日